

# 受講手続き案内

## 新入社員安全衛生教育 (雇入れ時教育)

労働安全衛生法第59条第1項により、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し厚生労働省で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育「雇入れ時教育」を行うよう事業者

に義務付けています。  
本教育内容は、新入社員を対象に法定の教育項目のほか、作業に就くに際して、知っておくべき心構えを中心に行う教育となっております。

当協会では、事業者に代わり標記教育を実施しますので、新入社員を受講させていただきますようご案内いたします。

- 1 実施日・場所 ① 実施日 申込書のとおり  
② 場 所 当協会講習場:小城市三日月町堀江1721

講習場への地図、受講するために**用意する物等の注意事項は申込書の2ページ目**に掲載いたしておりますので、受講される方へ必ずお渡しください

- 2 定員 70名(定員になり次第締め切ります。)  
3 講習時間 (5時間30分/日)・講習内容  
4 講習科目・時間・受講料(申込書の2ページ目に掲載)

### 5 申込方法

次頁の申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項参照のうえ次の方法によりお申し込み下さい。

#### 【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票 ② 受講料  
③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し(詳細は申込書兼受講票にありますのでご確認ください)

- (1) 持参の場合 当協会窓口に「申込に必要なもの」一式を持参してください。  
(2) 郵送の場合 現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。  
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社)佐賀県労働基準協会(☎0952-37-8277)  
(3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。③の本人確認書類は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送をお願いする場合があります。

※ 前記③④は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送していただく場合があります。

振込口座 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社)佐賀県労働基準協会

シャ) サガケンロウドウキジュンキョウカイ

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの ネットから講習申込 からでも申込書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会

検索

FAX 0952-37-8278

Email: kosyusakikyo@lib.bbq.jp



### 6 注意事項

- (1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。  
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。  
(2) 受講料の入金については、適格請求書等に該当する領収証を発行します。  
(3) 「本受付」後に、頂いた申込書に受講番号を付してお送りしますので、地図、用意する物等の注意事項を記載したもの(申込書の次頁に掲載)と一緒に受講される方に必ず、お渡しください。  
(4) テキストは初日に配布します。  
(5) 当日のお申し込みは受理いたしません。